

「第5次稚内市障がい者基本計画・第6期稚内市障がい福祉計画・第2期稚内市障がい児福祉計画（素案）」

に係るパブリックコメントの実施結果について

◆ 意見募集の期間 令和3年1月22日（金）から 令和3年2月12日（金）まで

◆ お寄せいただいたご意見 4件（ご意見の内容とそれに対する本市の回答について以下のとおり。）

ご意見の概要	回答
<p>【サービス基盤の充実について】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ どんなに重い障害者も地域で暮らして行けるよう、親が高齢化してもすぐに会えるように、ショートステイや入所ができるようにしてほしい。 □ 介護保険の施設に重度障害者も利用できるようにしてほしい。 □ 札幌、旭川まで連れて行かなくても、地元で生活できるようになってほしい。 	<p>医療的ケアが必要であるなど重度の障がいのある方が、ショートステイの利用を希望しても、残念ながら市内では受入可能な事業所がないため、大変なご苦労があるということは認識しております。関係事業所への働きかけは行っているものの、医療職の配置等の課題があり、実現するのはなかなか困難な状況にあります。</p> <p>しかし、いただいたご意見のとおり、障がいのある方が住み慣れたまち（住みたいと望むまち）で生活できるよう、サービス基盤を整備することは、行政の責務だと考えますので、地域の事業者・関係者とも課題を共有しながら、インフォーマルなサービスなども含め、何らかの形で負担軽減が図れるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>【ヘルパーさんが働きやすいまちづくりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 積雪時や道路が工事中で道が狭い時、また利用者宅に駐車場がない時など、車を停めるのに困ることがある。コンビニ・スーパー・病院・レストラン・学校・会社・施設・公共施設・個人宅などにも車を停めることができるような仕組みが作れないか。 <p>何らかの病気や障害で、介護を受ける人は増えていますが、現場は慢性的に人手不足です。一方で、資格を持っていても違う仕事をしている人がたくさんいます。「命を預かり守る仕事」ヘルパーさんに「車1台分の優しさ」があるだけでも気持ち良く働ける町になるのではないのでしょうか。</p>	<p>訪問診療や訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないため、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の許可を受けることにより、駐車が可能となる制度があります。</p> <p>実際にこのような声を聞いていらっしゃるのだとすれば、この制度が十分に周知されていないということも考えられますので、警察など関係機関と協力しながら、制度のさらなる周知に努めたいと考えます。</p> <p>また、ご意見は「福祉人材の確保」「障がいに対する理解促進」の両面からのものと理解いたします。これらの考え方についても、計画素案に記載のとおり重要な施策等として位置づけながら取組を進めてまいります。</p>

ご意見の概要	回答
<p>【聴覚に障がいのある方への支援の充実について】</p> <p>① 市職員における障がいへの理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 対象者に接する機会が多い一部の職員ではなく、全ての部署、年代を対象に、「聞こえないことから情報がとれない」「コミュニケーションがうまくできない」ことについて理解する場をつくってほしいです。 <p>② コミュニケーション支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> □ P61 の記載からは、要約筆記者養成への取組は、後回しになっている印象を受けます。また、手話については、いつまで奉仕員養成が目標なのでしょうか。手話通訳者養成へと目標を上げてほしいです。 □ 遠隔手話サービスについて、シミュレーションや双方の意見交換、そして平日日中以外（土曜、日曜、祝日、年末年始、夜間）の対応についても充実させてほしいです。 <p>③ 災害等に備えた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 携帯電話を持っている方への防災メール登録の積極的働きかけや、消防署との連携が大切だと思いますし、耳の不自由な方にとって連絡方法としてはFAXが有効と考えますので、各機関、専用FAX番号の明記を、まず、すぐをお願いします。 	<p>計画素案P22にも記載のとおり、これまでも市では全職員を対象とした研修を行うなど、職員の障がいへの理解を促進するための研修を行ってきましたが、聴覚障がいに限らず、あらゆる障がいについての理解を深め、適切な配慮ができるよう、さらなる取組を進めてまいります。</p> <p>計画素案P61では、毎年実施している手話奉仕員養成講座の継続実施を強調して記載しましたが、聴覚や視覚などに障がいのある方へのコミュニケーション支援については、関係団体とも課題等を共有しながら、既存の枠にとらわれることなく、都度必要な取組を広く検討しながら進める予定です。</p> <p>災害時における情報伝達手段については、平成30年に、聴覚に障がいのある人を対象としたアンケート調査を実施した際、「市防災情報メール」への登録の働きかけをした経緯があります。今後も、ご提案にある「FAXによる情報のやり取り」への対応等も含め、必要な取組を進めます。</p>
<p>【障害児通所支援等の充実について】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 第2期稚内市障がい児計画での児童発達支援センターと同等の機能を有する体制整備で、療育にあたる人員の増員、さらに専門の知識を有する人材の確保を求めます。 □ 児童発達支援センターと同等の機能の体制整備に関して、利用する子供や保護者の意見を聴く機会を、ぜひ持ってほしい。 □ 児童発達支援サービスなどの利用者数などの実績のほかに、継続的な支援充実のため、受給者証取得人数や年齢別の受給率などのデータを表記してほしい。 <p>稚内市の福祉計画が、これからの子供達にとってより良い支援につながることを願います。</p>	<p>計画素案P69に記載した「児童発達支援センター機能を有する体制整備」については、基本的には行政が主導する形で、関係事業所等とも必要な調整を図りながら進める予定です。整備にあたっては、当然、実際に利用されるお子さんや保護者の皆様のご意見を聞きながら進める必要があると考えております。</p> <p>人材の確保については多くの課題があると認識しておりますが、人員、専門性ともに担保できるよう、行政として最大限の努力をしてまいります。</p> <p>「受給者証取得人数や年齢別の受給率などのデータ」については、ご意見を踏まえ、計画に記載することといたします。</p>